

川越年金事務所 年金相談業務等の延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日を開庁しています。ぜひご利用ください。

- ・19時まで延長・・・11月5日、11日、18日、25日
- ・第2土曜日開庁・・・11月9日（土曜の受付は9時30分から16時までです。）

問合せ：川越年金事務所 ☎049-242-2657

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は本年11月上旬、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに納付された方は来年の2月上旬に日本年金機構本部から順次送付されますので、申告の時まで大切に保管してください。

- ①国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
- ②控除証明書に記載されている月以外の保険料を12月31日までに納付した場合は、「領収証書」を添付して今年分として申告できます。
- ③ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上申告してください。
- ④控除証明書に関するお問い合わせは、下記の専用ダイヤルをご利用ください。

《受付期間》平成25年11月1日(金)～平成26年3月14日(金)
(※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。)

《受付時間》月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
(※月曜日が祝日の場合は、火曜日の午後7:00まで相談受付)

問合せ 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
(050、070の電話からおかけになる場合は03-6700-1130へおかけください。)

11月は児童虐待防止推進月間です

相談したら、やさしくなれた

～子育てに悩んだら、まず相談を～

「よく泣くし、泣きやまない」「一生懸命作った食事食べてくれない」「誰も手伝ってくれず孤独だ」など、子育てに不安や悩みはつきものです。しかし、こうしたストレスが児童虐待の原因となってしまうことがあります。そうなる前に、思い切ってSOSを出してください。

あなたの行動で救われる子ども達があります

児童虐待について知ってください。

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト（保護者の怠慢・拒否）
- 心理的虐待

虐待は家庭内で起こるものであり、虐待している保護者も、虐待されている子どもも、自ら助けを求めことはなかなかできません。

みなさんの「気づき」と連絡する「勇気」が子どもだけでなく、虐待をしてしまう親をも救うことになります。

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

(お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします)

※一部地域では使えないことがあります ※PHSや一部のIP電話からはつながりません

○川越児童相談所 ☎049-223-4152 ○教育委員会 こども課 ☎62-0823



※オレンジリボンは、「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動のシンボルマークです



11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県は、いじめの根絶のために集中的に取り組むため、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定しました。

いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まず御相談ください。

電話相談窓口

○よい子の電話教育相談 (24時間365日対応)

子供専用 (18歳以下) ☎0120-86-3192

保護者専用 ☎048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

携帯サイト



○埼玉県警察少年サポートセンター (月～土/祝日・年末年始を除く 8時30分～17時15分)

ヤングテレホンコーナー ☎048-861-1152

○子どもスマイルネット (毎日/祝日・年末年始を除く 10時30分～18時)

☎048-822-7007

○埼玉いのちの電話

こどもライン (18歳以下) ☎048-640-6400 (金・土のみ 15時～21時30分)

相談電話 ☎048-645-4343 (24時間365日対応)

○さいたまチャイルドライン (毎日/年末年始を除く 16時～21時)

子供専用 (18歳以下) ☎0120-99-7777

○埼玉県こころの電話 (平日/土・日・祝日・年末年始を除く 9時～17時)

☎048-723-1447

問合せ 埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-2905



埼玉県のマスコット コバトン